

# 労働者派遣事業に関する情報公開について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の定めに基づき、労働者派遣事業に関わる以下の情報を公開いたします。

※事業報告対象期間: 2022年4月1日～2023年3月31日まで

事業所の名称	株式会社ツクイスタッフ さいたま支店
事業所の所在地	〒( 330-0854 ) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16 シーノ大宮ノースウイング18F 1805号室

## 【労働者派遣の実績】

① 派遣労働者数 (2023年6月1日時点)	94 人
② 派遣先の実数	149 件
③ 労働者派遣の料金(1日平均額) ※1日8時間換算※消費税除く	19,326 円
④ 派遣労働者の賃金(1日平均額) ※1日8時間換算	13,174 円
⑤ マージン率	31.8 %

(注) マージンには、弊社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・退職引当金・事業運営費などが含まれています。

## ⑥ キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	株式会社ツクイスタッフ さいたま支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16 シーノ大宮ノースウイング18F 1805号室 (048) 640-6205
------------------	---

教育訓練の種類	対象者	実施主体	方法	賃金支給状況	労働者の費用負担
入職時研修	新規就労者	派遣元	OFF-JT	有給	無償
階層別・職能別研修	会社が指定する就労中の派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償

※その他、上記以外にも資格取得支援なども実施しております。

## ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

社会保険(※1)、通勤交通費、年次有給休暇、慶弔等の特別有給休暇、定期健康診断、介護・育児休業、退職金制度
---

(※1) 健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険等

## ⑧ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

1. 労使協定を締結しているか否か	締結済み
2. 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	当事業所と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
3. 労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日